

# 後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられた際の 高額療養費支給申請について

この度のご不幸については、深くお悔やみ申し上げます。

被保険者様がお亡くなりになられたときは、民法の規定により高額療養費を相続人に受け取っていただくことになります。

## 1 申請者

法定相続人は、以下の順に申請者となります（申請者はお一人となります）。

### 【相続の優先順位】

- 配偶者は常に相続人となります。
- 第一順位：子（子が死亡している場合は孫）
- 第二順位：父母
- 第三順位：兄弟姉妹（兄弟姉妹が死亡している場合は甥・姪）

## 2 申請に必要なもの

以下の書類をご提出ください。

- （１）高額療養費支給申請書
- （２）申立書兼念書
- （３）相続関係書類
  - ① 遺言公正証書または遺産分割協議書の写し
  - ② ①がない場合は、相続人と被保険者の関係が分かる戸籍謄本や法定相続情報一覧図（法務局交付のもの）等の写し

**※同一世帯の相続人が申請する場合は、上記「相続関係書類」は不要です。**
- （４）申請者の本人確認書類の写し（次の①か②のいずれか）
  - ① 顔写真付き（１点）：運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等
  - ② 顔写真なし（２点）：健康保険証（または資格確認書）、介護保険証等

※官公署発行・発給の通知書等も可（２点）  
（氏名及び生年月日又は住所の記載があるもの）

※亡くなった方の家族構成や転籍の有無等により、必要な戸籍類が変わってきますので、詳細は本籍地の市区町村の戸籍担当窓口にお問い合わせください。

※「高額療養費の申請」に添付する旨を戸籍住民課管理証明係窓口（荒川区役所 １階）でお話いただくと、戸籍類等の発行手数料が無料になります（相続の優先順位等により相続権がある場合に限ります）。

### 【問い合わせ】

荒川区 福祉部 国保年金課 後期高齢者医療係（１階 １３番窓口）

〒１１６－８５０１ 東京都荒川区荒川２丁目２番３号

電話 ０３－３８０２－４１４８